

令和3年度第2回鹿屋市子ども・子育て会議について（要点筆記）

日 時	令和3年8月25日（水） 14:00～15:00	
場 所	鹿屋市役所 3階庁議室 オンライン開催により他会場あり	
委員出欠	出席委員 22名	エルメス委員、鮫島委員、立切委員、鶴田委員、山口（翔）委員、山口（な）委員、安樂委員、森委員、堂園委員、宮脇委員、副田委員、藤井委員、軀川委員、宮下委員、久野委員、新川委員、有川委員、清水委員、兒島委員、渡邊委員、末吉委員、吉永委員
	欠席委員 5名	朝野委員、米重委員、寶満委員、柳田委員、川崎委員
事務局及び関係課部課出席者	深水部長、柗木課長、井料課長補佐、下假屋係長、須山係長、山下係長、松元係長、今原主査、小倉主任主事（学校教育課）安藤課長	

【1 開会】

【2 報告】

（1）令和3年度第1回子ども・子育て会議の報告

（委員の意見等）

なし

【3 議事】

（1）「認定こども園における利用定員及び教育・保育給付の認定変更に係る取扱について」

【結果】

認定こども園の利用定員や認定変更については、以下の取扱を基本として、市と認定こども園が協力して適正な運用に取り組んでいくこととなった。

- 1 1号利用定員を遵守します。
- 2 1号利用定員を超える変更申請を認定する場合は、保護者と保育要件の変化など、やむを得ない事情がある場合とします。
- 3 保護者が保育要件（就労環境等）の変化がないにも関わらず教育を希望して、2号又は満3歳を迎えた3号から1号へ変更申請があった場合は、1号利用定員の範囲において、認定できることとします。

《質疑・意見等》

（委員）

1号認定と2号認定の子どもたちは、クラスは違うのですか。一緒ですか。

[事務局]

認定こども園については、1号認定の子どもと2号認定の子どもは同じクラスで生活しています。

（委員）

同じクラスで1号認定と2号認定に分けるのは、親の希望だけで違うのですか。希望は違うけどクラスは一緒なのですか。

[事務局]

1号認定になるか2号認定になるかの差は、保育の必要性があるかないかで分かれています。保護者が働いていない場合は1号認定、保護者が働いている場合は2号認定となります。

また、1号認定の子どもは、幼稚園にあたる部分なので、帰りの時間が早いです。通常であれば8時から11時間ですが、幼稚園については2時くらいまでになります。

(委員)

指導する内容は一緒ですか。

[事務局]

同じクラスなので同じです。

(委員)

認定こども園の認定の変更ということで、どこが今までと変わったのですか。

[事務局]

特に変わった部分は、1号認定の部分ですが、基本的に定員の範囲内で運用すると説明したところですが、例えば1号が定員に達していた場合に、そこに2号・3号で、お仕事をやめたとか職を失った人がいた場合に、その方が通常の保育園であれば、その時点で保育の必要性がなくなるので、保育園を辞めないといけないのですが、認定こども園については、1号の部分があるので、そのようなやむを得ない事情の方が1号に移る場合については、定員を超えて良いという部分が認定の変更になります。

(委員)

鹿屋市保育会と会員園の複数園で、令和2年度において、1号認定の定員はあるのですが、定員を超えて受入れをしているということが、今回の議題の発端になっているところです。このことについては、鹿屋市保育協会会長として重く受けとめて、会員園と協議のうえ、定員を遵守して意思疎通を図っているのが現状でございます。

定員を超えて受け入れをした理由に満3歳の問題があります。認定こども園で2歳児が保育認定で3歳の誕生日を迎え、その後も3月まで入所を継続した場合には、保育料が発生し続けますが、1号認定に変更した場合には、無償化の対象になって保育料がかからなくなります。

同じ年齢でも矛盾が生じているのが、国の制度なのです。そのような理由で、保育認定から教育認定へ変更をしていたことから、1号認定の定員を超過してしまったという現実があります。そこで、良くないのではないかとということで、行政と話し合いをしている最中でございます。

(委員)

年度末に保育を希望しなくなった場合は、定員を超えて可能ということでしたが、年度が変わったときは調整されるのですか。

[事務局]

年度が変わった場合は、調整は行われます。

(委員)

3歳になるときに親が就労していればそのまま2号ですが、無償化の枠にしたいという気持ちで、自分の仕事を辞めてから1号認定にしてほしいと要望が出ている事例があるのですか。

[事務局]

満3歳になったときは、1号又は2号へ移行となります。通常であれば、保護者の方が働いていれば2号へ、その時に何らかの理由で働けなくなった場合は1号へ移行となります。

現在の状況は、保育を必要とする3号から、直接、教育の方へ移行するという状況が出てきており、そこで大幅に定員を超過しているという状況がありますので、適正化を図っていこうということで今回の議題に揚げお願いするところです。

(委員)

例えば、1号が10名定員とあった場合、どこまで許容範囲を増やしていくかというのは今からの協議ということですか。

[事務局]

どこまで増やすかというのは定員を増やすということになると思いますが、一つは定員の範囲内で運用してくださいというのが基本原則であり、現在の定員の範囲内で出来ないという場合、次の段階は定員を増やしていくということになるかと思います。

(委員)

年々1号認定が増えていくということは、全体的なバランスが崩れていくのではないかと思います。上限についてはどうですか。

[事務局]

今のご質問は1号の話もありますが、同じ3歳から5歳の2号認定の部分とのつりあいの関係もありますから、教育の1号と保育の部分の2・3号を調整しながら、人数の上限は決めていかないといけないと思っています。

【4 その他】

(委員)

ここにきてコロナが非常に拡大している。鹿屋地区においても、特に10代10歳未満の小さい子どもさんが、増えてきています。もうすぐ2学期が始まりますが、全体的な流れがまだ見えない状況の中で、学童、各児童クラブも今後どのように取り組んでいったらいいのか非常に試算をしているところです。学校とのきめ細かい連携を含め、子どもたちの行き場を考えてほしいと思うのですが。

[事務局]

保育行政については、学童を含めて最終的な受け皿として閉めずに何とか乗り切ってもらいたいというのが今の国の方針になっています。小中学校で仮にクラスターが発生したり、何かしら事情があったり、小学校が一時閉まる場合があったとしても、その受け皿としてはご負担をいただくのは学童であったり保育関係であったり、現状としてはそういう流れになっているようです。

保育・学童関係につきましては、最終的な受け皿として開け続けなければならないと、そういったご負担を強いていることについては承知しておりますので、ご協力いただきながら、今後も何とか乗り切っていけたらと思っているところです。

(委員)

自分たちが学童保育をしていく中で、学校関係との連携がまだ弱いと感じています。現場の声としては、教育委員会からも各小学校に働きかけをしていただいて、現場で意思疎通ができるような状況を作っていただければと思いますので、要望として出しておきます。

(委員)

先生方の（新型コロナウイルス）予防接種について、強制はできないと思うのですが、教育委員会としてどのような形でしていますか。

[事務局]

先生方の予防接種については、基本的には先生方、各それぞれが、ご希望でされるものだと認識しています。また、安心な状態で子どもたちに教育活動ができることが一番大事だと考えております。

そこで 本市のワクチン接種の推進室と連携を図りながら、教育活動に携わる、教員だけではなく、保育園、あるいは医療従事者の優先接種という形を整えていただいたことがあり、前もって早めに接種している先生も数多くいるところです。今後、それぞれに接種券がきているので、かかりつけなどで早めの接種をしていただくように教育委員会としてはお願いをしていきたいと考えております。

【5 閉会】